

○東大阪都市清掃施設組合旅費支給条例

昭和40年11月8日

東大阪都市清掃施設組合条例第6号

改正 昭和42年2月1日条例第2号

第1条 公務のため旅行する東大阪都市清掃施設組合の職員及び職員以外の者に対する旅費については、東大阪市の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月4日から適用する。

附 則（昭和42年2月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。